（その他の不当表示）

第23条　事業者は、次に掲げる広告表示をしてはならない。

(1)～(41)　（略）

(42)　モデル・ルーム又は写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図若しくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、事実に相違する表示又は実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示

(43)～(59)　（略）

(60)　公的機関の融資に係る条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示

(61)～(75)　（略）

2　事業者は、前項に掲げるもののほか、物件の取引に関する事項について、事実に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあると認められる広告表示をしてはならない。

（組織及び事業）

第25条　この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。

2　（略）

3　前項の公正取引協議会の地区は、次のとおりとする。

(1)・(2)　（略）

(3)　公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域

(4)～(9)　（略）

4～6　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

（その他の不当表示）

第23条　（同左）

(1)～(41)　（略）

(42)　モデル・ルーム又は写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図若しくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示

(43)～(59)　（略）

(60)　住宅金融公庫その他の公的機関の融資に係る条件について、実際のものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示

(61)～(75)　（略）

2　事業者は、前項に掲げるもののほか、物件の取引に関する事項について、事実に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる広告表示をしてはならない。

（組織及び事業）

第25条　この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。

2　（略）

3　（同左）

(1)・(2)　（略）

(3)　社団法人首都圏不動産公正取引協議会

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域

(4)～(9)　（略）

4～6　（略）

○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示

中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一　共済掛金積立金等余剰部分　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額

イ　共済掛金積立金（規則第百四十五条第一項第一号イに掲げる共済掛金積立金をいう。以下同じ。）及び未経過共済掛金（同号ロに掲げる未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額

ロ　共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

ハ　支払余力比率（規則第百九十一条に規定する支払余力比率をいう。以下この条において同じ。）の算出を行う日において、規則第百四十五条第三項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第五十八条の七第一項の規定に基づき共済計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額

二　契約者割戻準備金未割当部分　契約者割戻準備金のうち、共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額

第十二条第三項第三号中「（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）」を削り、「次の算式」を「任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額として、次の算式」に改め、「（税効果会計（規則第百二条第一項第二号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同号備考中「剰余金の額から」を「利益剰余金の額から、利益準備金の額」に、「税効果会計の適用により負債として計上されるもの」を「規則第八十六条第二項第一号ヲに規定する繰延税金負債」に改め、同項に次の一号を加える。

四　負債性資本調達手段等　次に掲げるものの額の合計額

イ　負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するもの

(1)　無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。

(2)　第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)　損失の補塡に充当されるものであること。

(4)　利払の義務の延期が認められるものであること。

ロ　期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）